

東京医療保健大学和歌山助産学専攻科長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第43条の2に定める和歌山助産学専攻科長(以下「和歌山専攻科長」という。)の選考に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 和歌山専攻科長候補者の選考は、大学経営会議が行う。

2 理事長は、前項の議に基づき、和歌山専攻科長を任命する。

(選考の事由)

第3条 和歌山専攻科長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 和歌山専攻科長の任期が満了するとき
- (2) 和歌山専攻科長が辞任を申し出たとき
- (3) 和歌山専攻科長が欠員となったとき
- (4) 和歌山専攻科長が解任されたとき

(和歌山専攻科長候補者の資格)

第4条 和歌山専攻科長候補者となることができる者は、和歌山看護学部看護学科の教授とする。

(和歌山専攻科長の任期)

第5条 和歌山専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(和歌山専攻科長の解任)

第6条 第3条第4号に規定する和歌山専攻科長の解任は、和歌山専攻科長が次のいずれかに該当する場合、理事長は大学経営会議の議を経て和歌山専攻科長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反がある場合、引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認めるとき。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項については大学経営会議の議を経て定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。